

参考 2 現行の特定屋内広告物の規格

金沢市屋外広告物等に関する条例第 30 条の 2

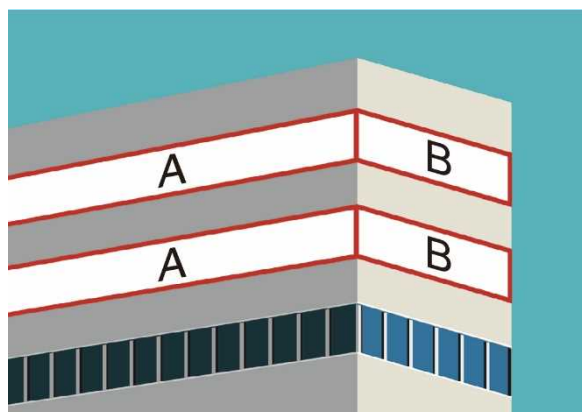
建築物の窓ガラスなどの内側の面に直接描かれているものや直接貼られているもので、屋外の公衆に向けて、常時または一定期間継続して表示されているものは、以下の基準を守る必要があります。

○建築物の1つの開口部等の面積に対する特定屋内広告物の表示面積の合計の割合

- ・建築物の1階以下の部分 10分の5 以下
- ・建築物の2階以上の部分 10分の3 以下

○高さ、大きさ、色彩等について共通化を図る。

特定屋内広告物の基準に基づく開口部等の考え方は次のとおりです。



- ① 1つの開口部等の考え方
 - ・壁面部分で囲まれた部分を1つの開口部等とします。
- ② 面積算定の考え方
 - ・各壁面ごとに算定します
 - ※左図の例ではAの3割以内、Bの3割以内を限度とします。

特定屋内広告物のみの申請手続きは不要です。